

県政記者クラブ 各位

2018年10月12日

## 立憲・国民・無所属の会

### 「自民党県議団による議会の私物化ともいえる9月定例会を終えての声明」

今回の9月定例会では、自民党県議団による議会の私物化ともいえる異常な動きが目につきました。

まず、県教育局における障がい者雇用水増しを巡る教育長に対する問責決議の可決と、その後の文教委員会への教育長の欠席を巡る問題は、大変不可解だと指摘せざるを得ません。

熊谷市上之地内における農地転用許可等の調査に関して100条委員会を設置する動議は、環境農林委員会の所管事務調査での質疑の結果、本県農林部がとった対応には問題がないことが確認されています。また関連して国の事務や熊谷市の事務が行われていますが、地方自治法100条では「普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の事務に関する調査を行う事ができる。」としており、100条委員会の設置は不適切です。

更に「知事特別秘書の給与額の適法性の確保を求める決議」も自民党県議団からの二人の監査委員がいる状況で、議会からの請求に基づく監査において「違法性がない。」とされた中で、手当分の返還請求するのは全くおかしい理論です。

「議会の決議を遵守することを求める決議」も、そもそもの決議が全会派一致でなされておらず、全会派一致を目指す努力もされていません。こうした全会派一致の努力を怠っているにもかかわらず、全会派一致の決議と賛成多数の決議を一緒にして、遵守を求めることを数の力で押し通そうとすることは、異常な事態だと言わざるを得ません。

また県議会議員選挙の一票の格差是正の為の県議選区割り問題についても、現在の最大格差が2.8倍に開いているにもかかわらず、最初から結論ありきで、見直しをしませんでした。我が会派は、無所属県民会議と共同で一票の格差を選挙区の面積が広大な秩父郡を除いて1.97倍に抑え、定数を2減するという公平性と身を切る改革を提案致しました。

こうした自民党県議団が主導する党利党略の動きは、明らかに来年の県議選と知事選を意識したものであり、県民の福祉向上には繋がりません。

我が会派は、専横な自民党県議団と決然と対峙して、一刻も早い議会の正常化と、県議会政務活動費公開度ランキングで46位とされた県議会の改革の必要性を強く訴えて、9月議会を終えての会派の声明とさせていただきます。

---

---

当りリリースに関するお問い合わせは

埼玉県議会 立憲・国民・無所属の会 まで (048-833-1710)